

約 10 日にわたり反復累行された暴行による傷害の訴因の特定

【文 献 種 別】 判決／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 令和 2 年 2 月 12 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（わ）第 37 号
【事 件 名】 傷害致死、傷害被告事件
【裁 判 結 果】 有罪
【参 照 法 令】 刑事訴訟法 256 条 3 項
【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25570783

大阪市立大学准教授 松倉治代

事実の概要

本件公訴事実、以下のとおりである。

「被告人は、大阪府……の当時の被告人方で、A、B、被告人の実子である C（当時 4 歳）及び D（当時 2 歳）と同居していたものであるが、A 及び B と共謀の上、

第 1 平成 29 年 12 月中旬頃から同月 24 日午後 3 時 56 分頃までの間に、同所において、C に対し、その顔面、胸部、腹部、側腰部、背部、臀部及び両上下肢を拳骨、平手等で多数回殴打するなどの暴行を加え、よって、同人に全治約 2 週間以内の顔面、胸部、腹部、側腰部、背部、臀部及び両上下肢打撲等の傷害のうちの一部を負わせ、

第 2 平成 29 年 12 月 24 日午後 5 時 23 分頃から同月 25 日午前 2 時 11 分頃までの間に、同所において、C に対し、その腹部を拳骨で複数回強く殴打する暴行を加え、同人に腸間膜挫裂の傷害を負わせ、よって、同日午前 3 時 25 分頃、大阪府内の病院において、同傷害に基づく腹腔内出血により死亡させ、

第 3 平成 29 年 12 月中旬頃から同月 25 日までの間に、当時の被告人方又はその周辺等において、被告人の二男である D に対し、その顔面、腹部等を拳骨、平手等で多数回殴打するなどの暴行を加え、よって、少なくとも全治約 1 週ンを要する多発打撲等の傷害を負わせた」。

被告人と A 及び B は、同じ起訴状で起訴され、公判前整理手続において、A 及び B が各公訴事実を争わない姿勢を示したのに対し、被告人はいずれの実行行為も共謀も否認する旨の主張をしたた

め、分離して審理する旨の決定がなされた。

訴因の特定に関する被告人側の主張は、2 点あった。第 1 に、第 1 と第 3 の訴因につき、包括一罪とは評価できないのに、検察官は訴追の対象とする個々の暴行内容（主体、時期及び場所等）や暴行と傷害結果との対応関係等を特定しておらず、訴因としての特定を欠いていると主張した。第 2 に、証拠によれば、各訴因に掲げられた傷害結果よりも具体的な傷害結果の内容や、個々に生じた結果に結び付く個々の暴行内容、行為者等を更に特定できる部分があるにもかかわらず、検察官は特定を怠っており、各訴因につき、「できる限り」特定していない違法があると主張した。

判決の要旨

被告人は有罪判決を言い渡された（懲役 9 年）¹⁾。

被告人側の主張の第 1 について、次のように判示した。「検察官が提出した書面の内容等も踏まえると、いずれの訴因も、約 10 日間という一定の期間内に、被告人とその交際相手等である共犯者らが、被告人方又はその周辺等という限定された場所において、共同生活を送っていた当時 4 歳及び当時 2 歳の被告人の実子 2 名に対し、意に従わせる目的やストレスのはけ口とする目的という共通の動機から繰り返し犯意を生じ、拳骨や平手等で殴打する、蹴るなどの共通ないし類似した態様の暴行を反復累行し、その結果、個別の機会にどういった暴行を加えてどの傷害を発生させたのか、その対応関係を個々に特定することは困難であるものの、結局は、被告人ら 3 名の一部

又はその全員が、各被害者に暴行を加え、一定の傷害を負わせたというものであり、それぞれ包括して一つの傷害罪を構成すると解される。そうすると、いずれも、その共犯者、被害者、期間、場所、暴行の態様及び傷害結果の記載により、他の犯罪事実との区別が可能であり、また傷害罪の構成要件に該当するかどうかを判定するに足りる程度に具体的に明らかにされているから、訴因の特定に欠けるところはな¹い。

また、被告人側の主張の第2について、「本件において、審判対象の画定や被告人の防御の観点に照らし訴因の特定に関する根幹部分に瑕疵があるとはいえない」と判示した。

判例の解説

一 訴因の特定（法 256 条 3 項）の判断基準

「公訴事実とは、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない」（法 256 条 3 項）。検察官は、通常、犯罪の主体、日時、場所、客体、方法並びに犯罪行為と結果の6項目に留意して、訴因を記載する。これらを具体的に記載できない場合、訴因としてどの程度の記載をすれば、法 256 条 3 項の要請を満たすかが問題となる。

本件では、一定期間に反復累行された暴行によって傷害を負わせた行為について、暴行の日時や場所、実行行為者、暴行によって生じた傷害結果の程度や部位等が個々に特定されていなかったため、訴因として特定されているかが争点の1つとなった²⁾。

訴因の、裁判所に対し審判対象を画定する機能と被告人に対し防禦範囲を限定する機能を前提とすると、訴因の特定には次の3つが要請されると考えられる。

第1に、訴因は、検察官が主張する具体的犯罪事実の主張であり、刑法上の犯罪が成立するような事実を裁判所が認定するよう、「罪となるべき事実」、つまり特定の犯罪構成要件をすべて満たす具体的事実を訴因として記載しなければならない。これは、審判対象の画定を果たすための前提である³⁾。

第2に、「罪となるべき事実」は、「日時、場所及び方法」等によって、検察官が公訴提起し裁

判所に審判を求める事実とそれ以外の実事とを区分できる程度に具体的に特定され明示されなければならない。

第3に、審判対象の画定のために絶対的に必要とまではいえないものの、被告人側の防御対象を明示する機能を果たすために「日時、場所及び方法」等の事実は、可能な限り具体的に記載されなければならない。

以上の3つの要請のうち、第1と第2の要請は、絶対的に満たされる必要があるのに対し、第3の要請は、絶対的に記載が要求されるものではなく、具体的な事実を記載し特定することが困難であるという事情があれば、概括的記載も許容されるとされる。

二 第1と第2の要請

本件被告人側の第1の主張は、第1と第3の訴因につき、包括一罪とは評価できないことを前提に⁴⁾、第1と第2の要請を満たさない旨の主張をしているものと捉えられる。本稿では、実体法上の議論に立ち入らず、一連の暴行によって傷害結果を負わせた事実が包括一罪に当たることを前提に論じるが、判例は、包括一罪として事実を記載する場合について、「基本的には、犯罪を構成する個々の行為の個性・独自性は捨象されることから、その個別の特定は不要であり、全体として特定（他の犯罪事実との区別・識別）されていれば足りる⁵⁾」。具体的には、日時としてその始期と終期を示し、場所は主要なものを列挙し、被害者・被害の重要なものを掲げて、行為回数、被害総額等を包括的に示すことで足りるとされる。

本件訴因は、「個別の機会にどういった暴行を加えてどの傷害を発生させたのか、その対応関係を個々に特定」していないが、「A及びB」という共犯者、「約10日間」という一定の期間、「被告人方又はその周辺等」という場所における一連の暴行によって、Cについては「全治約2週間以内の顔面、胸部、腹部、側腰部、背部、臀部及び両上下肢打撲等の傷害のうちの一部を負わせ」、Dについては「その顔面、腹部等を拳骨、平手等で多数回殴打するなどの暴行を加え、よって、少なくとも全治約1週間を要する多発打撲等の傷害を負わせた」と傷害部位及び結果が記載されている。これによって、一連の暴行行為によって発

生させた法益侵害が傷害罪の構成要件に該当することが示されている。

また、他の犯罪事実との区分について、同一構成要件に当たる犯罪事実を複数行うことが可能な犯罪類型である傷害罪の場合、「日時、場所及び方法」等の事実を加えることによって、他の犯罪事実と区別されているといえる程度に訴因を特定することが必要となる。この点について、本件では、「個々の行為・結果の個性・独自性は捨象される」ゆえに個別の特定は要せず、被告人、A及びBによるCとDに対して暴行が行われた期間内のすべての暴行が全体として他の犯罪事実と区別され審判対象とされている。第1と第3の訴因は、被告人、A及びBの暴行によって、C及びDに対して訴因記載の傷害結果を生じさせたことが記載されており、暴行の始期が「頃」と記載されているが始期と終期が示されており、場所も第3の訴因が「等」と記載されているが「被告人方又はその周辺」という一定の場所が明示されており、暴行の態様（方法）も「拳骨や平手等で殴打する、蹴るなどの共通ないし類似した暴行を反復累行した」と記載されている。本判決は、他の犯罪事実との区別を判断するにあたり、「日時、場所及び方法」等の要素を多く考慮することによって絞りこんでいる。以上より、本判決は、第1と第2の要請を満たしていると判断したものと思われる。

これは、一定期間内に同一構成要件に該当する複数の行為が包括一罪と評価される場合に、その法益侵害や行為が一体のものであると評価された結果、基本的には、全体として特定されていれば足りるというものであって⁶⁾、同じく包括一罪が成立する事案であっても、どの程度の特定が必要であるかは、個々の事案に応じた判断を要する⁷⁾。

また本件では、共謀の成否が争点となっており、AとBがCとDに対して暴行した点に特に争いがなかった一方、被告人、A及びBとの共謀を証明する証拠が乏しかった。共謀共同正犯の訴因では、「被告人は、A及びBと共謀の上……した」という記載にとどまるのが実務の扱いであり、本件訴因においても、共謀が行われた具体的日時や場所、具体的な謀議内容等は記載されていなかった。これについて、共謀者が犯罪の遂行過程でとった行動や果たした役割等の客観的事実を、訴因の特定に関する第1の要請に基づいて、訴因に記載さ

れる必要があるとの有力な見解が示されているところである⁸⁾。

三 第3の要請

第3の要請について、犯行の具体的顛末に関する確認が難しい事情や犯行の「日時、場所及び方法」を立証する証拠収集が難しい事情も考慮して、「できる限り」具体的に記載すればよいとされる。

児童虐待事件では、一般に、被害者が直ちに警察へ申告せず医師の診察も受けなため、個別の受傷ごとの記録が乏しい。また、被害者が乳幼児である場合、直接体験した暴行の事実を正確に知覚・認識し、記憶し、口頭で表現・叙述することも難しい。さらに、虐待の現場に同居者等がいても、事件の内容によっては、供述の変遷や食い違い、相互に殊更不利な供述をするおそれもある等、その信用性に疑問が生ずる場合も多い。この意味で、本件における個々の暴行行為等の具体的な特定は、容易でなかったと推察される。

その中であっても、検察官は捜査段階で収集された証拠に基づき事実を詳細に記載すべきであるにもかかわらず、これを怠っており、第3の要請の満たしていない旨を主張したのが、被告人側の第2の主張である。

本判決は、「本件において、審判対象の画定や被告人の防御の観点に照らし訴因の特定に関する根幹部分に瑕疵があるとはいえず」ないと判示するが、根幹部分の瑕疵とは何を指すのか等、具体的な意味は、明確でない。

被告人の防御の観点では、個別機会の暴行の日時、場所及び方法等やそれらの暴行に対応する傷害結果をできる限り具体的に示すことが望ましい⁹⁾。特に本件のように、共謀の成否が争点となる場合、被告人側としては、共謀の具体的な日時や場所が示されないと、アリバイ等の有効な反証ができない場合も考えられる。また、実行行為者、被告人の役割、共犯者との関係に関する事実は、共謀の成否のみならず量刑にとっても重要な要素であると考えられる。

しかしながら、捜査機関から保有する被告人の防御に関する情報が公判前の段階で被告人側に提供されることが肝要であるところ¹⁰⁾、第3の要請について、判例は、被告人の具体的な防御上の利益に対する配慮を、起訴状の記載だけでなく、他の方法と組み合わせて検討しているとされる。

この点について、傷害罪の包括一罪の訴因の特定について判断した平成26年決定の調査官解説が、「公判前整理手続に付される事件についていえば、当事者及び裁判所は、証明予定事実記載書面の記載、検察官の釈明、証拠開示等を通じて、被告人の防御の観点から不都合が生じないように努めるべき」と述べたうえで、公判前整理手続を通じて訴因が具体的に特定された経過や被告人側の防御活動における具体的な不利益の有無を考慮している点が注目される¹¹⁾。

本件も公判前整理手続に付されている。その手続は当事者間で行われるため具体的内容は不明であるが、本件訴因の記載は防御の観点から瑕疵はないとする本判決の結論の妥当性につき、公判前整理手続において、証明予定事実記載書面の記載、検察官の釈明、証拠開示等を通じて、例えば暴行や受傷に関する医師による記録、共犯者A及びB、被害者や目撃者等の各供述調書、防犯カメラや携帯電話に残された動画やSNSメッセージの内容等が明らかにされることによって、訴因に示された検察官の主張が具体化され、被告人側の防御活動における具体的な不利益がなかったかを顧慮する必要があると思われる。

●——注

- 1) A及びBは有罪判決（共に懲役10年）を受けた（大阪地判平31・3・1裁判所ウェブサイト、LEX/DB25570147）。被告人の量刑がA及びBより軽い理由について、本判決は、「傷害致死の犯行の際に、証拠上、被告人自身が強度の暴行を加えていたとか、子供の身体を押さえるなど物理的に加功していたなどとは認められない上、共犯者らに対し、強度の暴行を加えるよう指示をしたとも断じられない」と判示した。
- 2) 本件では、第1及び第2の訴因の関係も問題となった。本判決は、両者を併合罪の関係にあると判示したが、控訴審（大阪高判令2・9・15LEX/DB25571092）は、包括一罪としての傷害致死罪になると判示した。
- 3) 最決平26・3・17刑集68巻3号368頁（以下、「平成26年決定」という）が構成要件該当事実の「具体」性に言及している点に着目し、「罪となるべき事実」として有罪心証を抱きうる程度に具体的な事実を訴因として記載しているか否かにも配慮しているように読めるとの指摘もある（緑大輔『刑事訴訟法入門〔第2版〕』（日本評論社、2017年）205～206頁）。訴因の機能について、「裁判所に合理的な疑いを超えて確信を抱かせうるに足る最低限の具体的事実の摘示」を挙げる見解として、堀江慎司「訴因の明示・特定について」研修737号（2009年）6～10頁、川出敏裕「訴因の構造と機能」曹時66巻1

号（2014年）13～15頁等。

- 4) 実体法上、併合罪と評価されると刑が加重されるため、包括一罪を認めたほうが被告人に有利であるようにみえる。しかし、手続法上は、併合罪として処理される場合に、個別の行為をそれぞれ特定して立証する必要があるのに対し、包括一罪は、犯罪を構成する個別の行為が十分に特定されていなくても、全体としての行為が特定されていれば足りる（家令和典「判解」解説平成22年度（刑）48頁）とされるため、個々に具体的に記載されていない行為も包括的に処罰対象になりうるという意味で、被告人に不利益になりうる（橋爪隆『刑法総論の悩みどころ』（有斐閣、2020年）451～452頁）。
- 5) 辻川靖夫「判解」解説平成26年度（刑）103頁。最決平22・3・17刑集64巻2号111頁、平成26年決定。
- 6) 包括一罪処理が、検察官が立証の困難を回避し個々の行為の特定を不要にするための便法として使われているのではないかとの指摘がある（葛野尋之ほか編『判例学習刑事訴訟法〔第2版〕』（法律文化社、2015年）122頁〔瀧野貴生〕）。
- 7) 本判決は、平成26年決定の論理を、児童虐待における訴因の特定・明示をめぐる手続の適否の判断にも当てはまるとして一事例を加えた点に意義がある（宮木康博「判批」平成26年度重判解（ジュリ1479号）185頁、辻川・前掲注5）106頁）。しかし、平成26年決定と本判決は、構成要件、被害法益、日時・場所、行為態様、犯意、被害者や共犯者との関係性等を評価した結果であって（西山卓爾「判批」研修800号（2015年）88頁。芹澤政治「判批」刑事訴訟法判例百選〔第10版〕101頁も参照）、DVや児童虐待事件すべてにおいて、特定性の判断を緩くする趣旨として捉えるべきではないだろう。
- 8) 岡慎一「訴因の特定、変更・弁護の立場からコメント2」三井誠ほか編著『刑事手続の新展開 下巻』（成文堂、2017年）185～187頁、後藤昭「訴因の記載方法からみた共謀共同正犯論」浅田和茂ほか編『人権の刑事法学 村井敏邦先生古稀記念論文集』（日本評論社、2011年）463頁以下。
- 9) 最決平13・4・11刑集55巻3号127頁。本判決について、佐藤由梨「判批」法教479号（2020年）146頁。平成26年決定について、高倉新喜「判批」判例セレクト2014Ⅱ（2014年）39頁、中島宏「判批」法セ714号（2014年）134頁。訴因の記載を通じた防御権保障につき、関口和徳「訴因の機能と特定・変更」川崎英明ほか編『刑事訴訟法理論の探究』（日本評論社、2015年）151頁。
- 10) 斎藤司『刑事訴訟法の思考プロセス』（日本評論社、2019年）259～261頁も参照。
- 11) 辻川・前掲注5）106頁。そうだとすると、公判前整理手続に付されない事件については、別途検討する余地がある。